

平成22年4月1日より

液化石油ガス法^{*1}の事務を 県内各市町村へ移譲します。

*1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

◎ 概要

和歌山県は、住民に身近な行政をできる限り身近な市町村において処理することを基本とし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務を県内各市町村に移譲します。

移譲先	窓口(裏面参照)
県内全市町村	各消防本部 (太地町、北山村は役場)

◎ 各市町村に移譲される主な事務

- 登録、認定 …… 液化石油ガスの販売事業の登録、保安機関の認定等
- 認可 …… 保安業務規程・一般消費者の増減の認可等
- 許可、検査 …… 貯蔵施設・特定供給設備・充てん設備の設置許可及び検査等
- 届出等の受理 …… 事業者に係る各種変更・廃止届、行政庁変更届等の受理

※ 次の事務は、引き続き、県において行います。

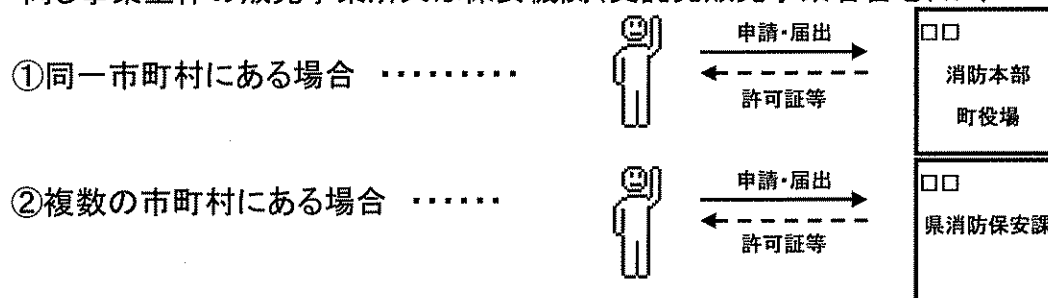
・ 免状に係る事務は、県消防保安課に残りますが、申請窓口は高圧ガス保安協会(東京都港区虎ノ門 4 丁目3番13号、電話:03-3436-6106、<http://www.khk.or.jp/>)になります。

・ 複数の市町村に設置される販売事業所等に関する事務

◎ 事務のおおまかな流れ

県に残る事務を除いては、基本的に市町村(消防本部)が窓口となりますが、次の場合は、窓口が異なりますので、ご注意ください。

- 同じ事業主体の販売事業所又は保安機関(受託先販売事業者含む)が、



※ 販売事業所・保安機関及び保安機関の受託先販売事業者の増減時にご留意ください。

◎ 裏面に申請窓口を掲載しています。

【 問い合わせ先 】

和歌山県総務部危機管理局消防保安課産業保安班

☎ 073 - 441 - 2263

✉ e0109001@pref.wakayama.lg.jp

URL <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010900>

市町村担当窓口一覧

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

市町村名	機関名	課・係	電話	許認可権者名
和歌山市	和歌山市消防局 和歌山市中消防署 和歌山市東消防署 和歌山市西消防署 和歌山市南消防署 和歌山市南消防署宮前出張所 和歌山市北消防署	予防課危険物班 予防班 予防班 予防班 予防班 予防班 予防班	073-427-0119 073-432-0119 073-473-0119 073-452-0119 073-444-0119 073-424-0119 073-461-0119	和歌山市長
	※消防署は液化石油ガス設備工事届のみ受付			
海南市	海南市消防本部	予防課	073-482-0119	海南市長
橋本市(旧高野口町を除く)	橋本市消防本部	予防課	0736-33-3713	橋本市長
有田市	有田市消防本部	警防課	0737-83-3119	有田市長
御坊市	御坊市消防本部	予防課	0738-22-4899	御坊市長
田辺市	旧田辺市・・・消防本部	/	0739-22-0119	田辺市長
	旧大塔村、旧中辺路町、旧龍神村・・・中辺路大塔消防署		0739-48-0119	
	旧本宮町・・・本宮消防署		0735-42-1000	
新宮市	新宮市消防本部	予防課	0735-21-3326	新宮市長
紀の川市 岩出市	那賀消防組合消防本部	予防課	0736-61-1794	那賀消防組合 管理者
紀美野町	紀美野町消防本部	予防課	073-489-6303	紀美野町長
かつらぎ町 九度山町 旧高野口町	伊都消防組合消防本部	/	0736-22-0119	伊都消防組合 管理者
高野町	高野町消防本部		危険物係	
湯浅町 広川町	湯浅広川消防組合消防本部	予防係	0737-64-0119	湯浅広川消防組合 管理者
有田川町	有田川町消防本部	予防課	0737-52-5950	有田川町長
美浜町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町	日高広域消防事務組合消防本部	予防課	0738-63-2000	日高広域消防事務組合 管理者
白浜町	白浜町消防本部	/	0739-43-1119	白浜町長
	旧日置川町・・・日置川消防署		0739-52-3061	
上富田町	田辺市消防本部(上富田消防署)	予防係	0739-47-0119	田辺市長
すさみ町	すさみ消防署	/	0739-55-2237	白浜町長
那智勝浦町	那智勝浦町消防本部	予防課	0735-52-4900	那智勝浦町長
太地町	太地町	総務課	0735-59-2335	太地町長
古座川町	串本町消防本部	予防係	0735-62-0119	串本町長
北山村	北山村	総合政策課	0735-49-2331	北山村長
串本町	串本町消防本部	予防係	0735-62-0119	串本町長

※ 旧田辺市など、旧とは平成17年の合併前の市町村を表します。

- ※ このお知らせは、当課で管理する、事業者名及び住所を元に送付しています。
 - ※ 当初の許可・届出事項に変更がございましたら、変更の手続きをとってください。
 - ※ すでに廃業・廃止されている場合は、廃止届の提出をお願いします。
 - ※ 変更・廃止等に係る申請書等の様式は、下記のアドレスからダウンロードできます。
必要事項を記入し、添付書類を含めて、消防保安課まで提出・送付ください。
 - (参考)添付書類:変更の場合はその事実が分かる公的書類(登記簿等)
添付書類:廃止の場合は、許可証・検査証・受理証等
- <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010900/yousiki/industry/ekiseki/ekiseki.html>